

令和7年第1回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和7年3月6日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 執行方針（町長・教育長） |
| 第 3 議案第17号 | 令和7年度新冠町一般会計予算 |
| 第 4 議案第18号 | 令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算 |
| 第 5 議案第19号 | 令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 6 議案第20号 | 令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算 |
| 第 7 議案第21号 | 令和7年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算 |
| 第 8 議案第22号 | 令和7年度新冠町簡易水道事業会計予算 |
| 第 9 議案第23号 | 令和7年度新冠町下水道事業会計予算 |
| 第10 会議案第1号 | 特別委員会の設置について（令和7年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会） |

閉議宣告

◎出席議員（9名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 2番 酒井益幸君 | 3番 中山千鶴子君 |
| 4番 村田貞光君 | 5番 但野裕之君 |
| 6番 秋山三津男君 | 7番 武藤勝圀君 |
| 9番 長浜謙太郎君 | 10番 武田修一君 |
| 11番 氏家良美君 | |

◎欠席議員（1名）

- 1番 竹中進一君

◎出席説明員

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 鳴海修司君 |
| 教育長 | 奥村尚久君 |
| 総務課長 | 佐藤正秀君 |
| 企画課長 | 佐渡健能君 |
| 町民生活課長 | 谷藤聡君 |

保健福祉課長	島田和義君
産業課長	鷹觜寧君
建設水道課長	関口英一君
農業委員会事務局長	山谷貴君
会計管理者兼税務課長	今村力君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	竹内修君
町有牧野所長	湊昌行君
管理課長	新宮信幸君
社会教育課長	工藤匡君
総務課総括主幹	小林和彦君
企画課総括主幹	下川広司君
保健福祉課総括主幹	二本柳成児君
産業課総括主幹	曾我和久君
建設水道課総括主幹	磯野貴弘君
管理課総括主幹	伊藤美幸君
管理課総括主幹	楫川聡明君
社会教育課総括主幹	佐々木京君
社会教育課総括主幹	坂元一馬君

◎議会事務局

議会事務局長	田村一晃君
議会事務局総括主幹	三宅範正君

(午前10時00分 開会)

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。竹中議員は本日一身上の都合により欠席しております。ただいまから、令和7年第1回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告致します。

本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、酒井益幸議員、3番、中山千鶴子議員を指名いたします。

◎日程第2 行政報告

○議長（氏家良美君） 日程第2、行政執行方針を行います。

はじめに、町長より町政執行方針を述べたい旨の申出がありますので、これを許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 令和7年度の町政執行方針については、令和7年度が新冠町長の改選期に当たることから、当初予算の編成においては、町政運営の基本的経費を中心とした、いわゆる骨格予算とするところですが、第6次新冠町総合計画に掲げる方針に基づき、行政の継続性及び適切な時期に事務事業を実施すべきという観点から、当初予算に計上することが必要と認められる事務事業について、所要の措置について講じておりますので、その概要について御説明申し上げます。

最初に、町政運営に臨む基本姿勢について申し上げます。

第6次新冠町総合計画における、まちづくりの将来像である、思いやりと笑顔あふれるレ・コードなまちにいかつぷの実現を目指し、私の町政運営の基本姿勢である、町民の声が活かされる町政、分かりやすく公平・公正な町政、町民と行政との協働のまちづくりを常に念頭に置きながら、町政運営に取り組んで参りたいと存じます。なお、各分野の具体的な施策については、主要施策の推進の中で述べさせていただきます。

令和7年度の予算編成について概要を申し上げます。

令和7年度の予算編成にあたりましては、限られた財源の中で質の高い行政サービスを維持するため、行政関与の必要性があり、緊急性及び費用対効果の高い事業を優先することを念頭に編成作業を実施いたしました。歳入予算案の概要ですが、自主財源である町税につきましては、個人町民税、固定資産税及び入湯税については増収を見込み、他の税目

におきましては、減収を見込んでおりますが、町税全体では、前年度当初予算対比3.0%の増収を見込んでおります。また、最も大きな割合を占める地方交付税については、国が示した令和7年度の地方財政計画や、近年の交付実績を考慮し、前年度当初予算に対し、5200万円の増額を見込んでおります。歳出予算案の概要ですが、令和7年度は、骨格予算とすべきところではありましたが、人件費や物価価格の増加の影響はもとより、町民生活に影響を与える事務事業について行政の継続性の観点から予算計上をおこなったことから、前年度当初予算に対し、10%の増となっております。令和7年度の一般会計予算案の総額は62億3300万円を見込みました。また、4つの特別会計及び2つの企業会計の予算総額は24億1714万円となり、一般会計を含めた令和7年度当初予算案の総額は前年度対比6.6%増の86億5014万円を見込んでおります。

次に主な施策の推進について概要を申し上げます。

1つ目は、「健康で安心して暮らせるまちづくり」についてです。

はじめに、地域福祉の充実についてです。新冠町地域福祉計画では、誰もがつながり、共に支え合い、安心して暮らせる福祉のまちにいかっぷを基本理念とし、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、従来の制度や分野ごとの縦割りを超え、支え手と受け手という固定的な関係にとらわれることなく、人と人、人と社会がつながることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら生活できる地域共生社会の実現を目指しております。このため、保健・福祉・介護・医療などの各分野において、関係団体や新冠町社会福祉協議会等と連携し、地域の生活課題や健康課題に対する支援、サービスの提供を通じて、町民それぞれが互いに支え合う地域福祉活動を推進して参ります。急速に進行する少子・高齢化社会の中で、わがまちに暮らすことに幸せと誇りを感じ、それを共有することは、まちの発展にとって大切な要素であります。新冠町で婚姻届を提出し、新たな生活をスタートする新婚夫婦を祝福し、末永く幸せな家庭を築いて頂くため結婚記念品として、新冠温泉の入浴券とペア・フルコースお食事券を贈呈する事業は、人生の節目の思い出と地域の観光施設を知る機会として好評を得ていることから、気持ちの通う住民サービスとしてこれからも継続して参ります。

次に児童福祉についてですが、地域の子育て支援の拡充や、質の向上を高めるため、令和7年度を始期とする、第3期新冠町子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業を推進し充実を図って参ります。また、全ての妊産婦、子育て世代、子どもに対する相談支援業務の充実を図るため、令和4年児童福祉法の改正において母子保健と児童福祉の機能を合わせ持った、こども家庭センターの設置が求められており、当町における児童福祉の課題等を踏まえ、設置に向けて検討して参ります。妊娠期から子育て期の支援につきましては、安心して出産・子育てができる環境づくりのため、子育て世代包括支援センターや保健センターを中心とした母子保健事業を継続的に実施して参ります。また、情報発信の強化や妊婦支援給付金の支給に加え、妊産婦や子育て家庭に寄り添い、身近な相談に応じられる伴走型の子育て支援にも努めて参ります。

次に、高齢者福祉につきましては、高齢者が可能な限り介護を必要とせず、自立した生活を送れるよう支援することが重要であり、要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象としたアンケート調査を実施し、いわゆる介護予備軍を把握することで、適切な介護予防や認知症予防、健康寿命の延伸につながる取り組みにつなげて参ります。また、要介護者の方には、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスの提供や地域の見守り、サポート体制の充実に努め、高齢者の方が心身ともに健康で充実した生活を送ることが出来るよう、地域包括支援センターが関係機関や地域住民の協力をいただきながら引き続き支援を行って参ります。

次に、障がい者福祉につきましては、障がいや障がいのある方への理解促進を進めるとともに、障害者総合支援法に基づく、介護・訓練等の障害福祉サービス、移動支援、日中一時支援、日常生活用具の給付など各種の地域生活支援事業を着実に実施するとともに、社会福祉法人新冠ほくと園が運営する「相談室かける」との連携により、障がい者の皆様が日常生活や就業に関する相談をしやすい環境づくりを進めて参ります。さらに、心身の発達に心配や遅れ、つまずき等のあるお子さまとご家族を支援する「新冠町子ども発達支援センターあおぞら」の活動についても、職員の専門性向上を図りながら、道や関係機関と連携し、多様な事例に対応できる体制を維持して参ります。

次に、町民の皆さんの健康増進と食育推進についてです。特定健診や各種がん検診事業につきましては、引き続き検診の自己負担の無料化を維持するとともに、特定健診の対象年齢を40歳から30歳に引き下げた若年健診の普及啓発と受診促進を進めて参ります。さらに、生活習慣の見直しや改善を目的とした、からだリセット講座を定期的を実施し、生活習慣病の予防と早期発見・早期介入に努めて参ります。食育推進事業につきましては、町民一人ひとりが健康を意識し、健全な食生活を実践できるよう妊娠、授乳期から高齢期までのライフステージに応じた食育事業を取り進めて参ります。予防接種につきましては、昨年の新型コロナウイルス感染症に続き、带状疱疹が予防接種法に基づくB類疾病の定期接種に加わり、本年4月1日から各医療機関において定期接種が開始されます。接種の対象となるのは、年度内に65歳を迎える方や、60歳から64歳で特定の免疫機能障害をお持ちの方などになりますが、接種の申込み方法や個人負担額などの詳細は、改めて周知して参ります。

次に、国民健康保険につきましては、北海道国民健康保険運営方針により、令和12年度を目途とする統一保険料率の考え方が示されております。この方針に基づき、令和7年度から令和9年度までの3年間をかけ、段階的な税率改正を進めており、本年度から見直し後の税率を適用いたしますが、実施にあたりましては、子育て世代に対する軽減措置や納期の追加を講じることで、被保険者の負担軽減を図りながら、適切な制度運用に努めて参ります。

次に、医療の充実につきましては、国保診療所が一人でも多くの町民の皆さんの、かかりつけ医療機関として、ご利用して頂けるよう引き続き努力を続けるとともに、安心安全

を大切にする町づくりの一環として、町民ニーズにあった専門外来の充実や多くの出張応援医師の派遣協力を得ながら平日をはじめ休日夜間の急患受入れ体制を維持し、信頼される地域に根づいた医療機関として国保診療所の体制づくりに鋭意努力を続け、町民の健康の保持と医療の安全・安心を確保して参ります。その一方、日高德洲会病院の移転新築候補地の検討エリアに当町が含まれたことをきっかけに、およそ1年に及ぶ誘致活動を行った結果、当町西泊津地区の町有地が移転先候補地に決定しました。これにより、町民の皆様がより充実した医療サービスを受けられる見通しとなります。これまで存続を前提に計画の進行を見送ってきた国保診療所改築計画ではございますが、町内に総合病院が立地することを総合的に判断した結果、総合病院の開院に合わせて国保診療所を閉所する決断を致しました。このことが町の医療体制にとって大きな転換点となり、多くの調整が必要になるものと思いますが、その一つ一つに丁寧に対応し、新冠町の将来に最良な医療体制の樹立を目指して行く所存です。

次にアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現についてです。町は、昨年度末に改訂した、新冠町アイヌ施策推進地域計画に基づき、引き続きアイヌ文化に対する意識の醸成と保存や伝承の推進、或いは町民の生活文化の向上や社会福祉の増進に努めて参ります。

2つ目は、「潤いある環境を創出するまちづくり」についてです。

はじめに、地球温暖化対策についての町としての取り組みについてです。二酸化炭素の排出を限りなくゼロに近づける取り組みと言えるゼロカーボンの取り組みは、再生可能エネルギーの利用から森林保護の取り組みまで幅広い活動であり、国は市町村に対し実行計画の策定を求めています。当町は、現在計画の策定を進めており、現在実行計画事務事業編の策定を終え、今後、実行計画地域施策編の策定へと移行してまいります。併せて、本定例会において2050年における温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを、町民や事業者の皆さんと共に推進することを町として表明する、ゼロカーボンシティ宣言を行ったところであります。脱炭素の取り組みは、気候変動緩和と持続可能な未来の実現に向けた大切な取り組みと考えており、当町に出来ることを見極め一つ一つ着実に進めて行く所存です。

次に環境衛生の向上についてであります。ごみ処理・リサイクルの推進について、平成15年度からごみの減量化と資源ごみの分別収集に取り組んで参りました。今後も、ごみの減量化と資源保護の観点から、分別方法の周知徹底と、リサイクル活動の一層の推進に努めて参ります。また、日高中部衛生施設組合において日高中部環境センターの長寿寿命化方針を決定したことから、構成町である新ひだか町とともに、令和9年度の完成に向け事業を進めて参ります。平成13年度から実施している、新冠町合併処理浄化槽設置整備事業を、本年度も定住移住促進制度の対象分も含め継続し、生活雑排水による環境汚染を防止し、生活の質や公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽の設置に対する助成を行なって参ります。火葬場、墓地につきましては、これまでも適切な維持管理を行ってきたところであり、新たに設置した合葬墓を踏まえながら、今後においても、穏やかにお参りができ

る環境を整えて参ります。

3つ目は、「快適で暮らしやすいまちづくり」についてです。

はじめに、公営住宅の整備についてですが、本年度も国の交付金事業を活用した、新冠町住宅リフォーム助成金交付事業を継続して参ります。

次に、水道事業につきましては、道営事業の活用により、太陽地区道営水利施設等保全高度化事業が継続されることとなっておりますほか、下水道事業につきましては、交付金事業を活用し、マンホールポンプ所などの機械電気設備の更新事業を継続して参ります。併せて、昨年度から上下水道事業の公営企業会計を開始したことから、今後10年の中長期的な収支計画をまとめ、経営戦略の見直しを行い、今後予想される経営環境の変化に対応するよう努めます。

次に、河川事業につきましては、継続して、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、護岸等破損箇所の補修工事並びに排水路の整備工事を適宜行い、引き続き、河川施設の予防保全、減災対策などに努めて参ります。

次に、道路事業につきましては、道営事業の活用により、東泊津、大富地区を対象に、改良舗装を目的とした、道営農村整備事業が継続されることとなっておりますほか、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、排水施設の改修工事を適宜行い、道路施設の予防保全、減災対策などに努めて参ります。また、橋梁の長寿命化工事につきましても、国庫補助事業を活用し、修繕や改修事業を継続して参ります。

次に、地域公共交通の確保対策についてです。鉄路の廃止、そして全面バス転換による交通体系となった今、バス交通による公共交通の維持が日高管内7町の共通の課題となっています。しかしながら人口減少社会、そしてコロナ禍によって減少した利用者、更にはバスドライバーの雇用を巡る問題は、公共交通の持続性を脅かすものと考えています。管内7町と関係機関は、協議会を構成し、公共交通の利便性向上についてこれまで協議を重ねてきましたが、今後は更に持続可能な公共交通のため何が必要か、今何をなすべきかを共に協議を始める時期であると考え、これまで以上に新冠町として管内公共交通の維持継続に資する役割を担っていくよう努めて行く所存です。また、町内交通体系に目を向けますと、令和7年度において町内公共交通のデマンド運行を開始致します。開始当初は、実証試験として実施しますが、問題・課題の洗い出しと調整が終了次第、本格的稼働とさせる予定であり、新たな公共交通体系が令和7年度内に樹立されることとなります。町民の足である公共交通は、持続的運営が何よりも大切であり、そのためには社会情勢、地域の実情など多くのことに適時的確に対応して行くことが必要であり、今後においても効率的な運行体系を目指し、最善を尽くす所存です。

4つ目は、「安全で安心して暮らせるまちづくり」についてです。

近年、激甚な自然災害が頻発するなか、町民の生命や財産を守るため、令和6年能登半島地震における教訓となったトイレを始めとした避難所環境の整備促進を図ってまいります。また、令和7年度において、津波避難施設の整備が急務である節婦町において、津波

避難タワーの建設工事を開始いたします。当町においても、大津波発生による被害発生が想定されていますが、防災避難訓練や防災啓発活動の実施により、町民の方の防災意識の向上を図るとともに、あらゆる災害対策を講じ、町全体の防災意識の向上を図るとともに、あらゆる災害対策を講じ、町全体の防災力の強化に努め、災害に強いまちを築いて参りたいと存じます。

次に交通安全についてです。交通事故の防止には、一人ひとりが人命の尊さを認識し、日常生活を通じて自主的に交通安全に取り組む必要がありますが、そのためには、交通安全意識の高揚を図ることが必要です。今後も新冠町交通安全推進委員会と連携し、交通安全指導員への活動支援や啓発活動、道路交通環境整備など、総合的な交通安全対策に努めて参ります。さらに町民生活の安全の確保、地域の安全の確保に向け、新冠町防犯協会や関係機関と連携を図り住みよい町づくりを目指して参ります。

5つ目は、「力強く安定した産業づくり」についてです。

はじめに、農業の振興についてです。新冠町の基幹産業であります農業の生産基盤の確立、安定した農業経営と持続的な発展をめざし、第7次新冠町農業振興計画に定める基本方針のもと各生産分野における諸課題の解決に向け、農業団体や関係機関、各生産振興会の協力をいただきながら各種施策に取り組んで参ります。新規就農対策では、そ菜園芸農家として、独立就農した農業支援員1名に対し、関係団体等によるサポート体制を強化し、早期の経営安定に向けた支援を図って参ります。水稻・畑作部門におきましては、水田の畑地化が促進されておりますが、安定的な農産物の生産に向け、引き続き制度の周知と円滑な推進に努めます。また、施設園芸作物では高温化に対応するための自動換気設備等の設置を推進し、生産数量の確保に向けて取り組んで参ります。軽種馬振興につきましては、生産馬販売対策への支援を継続し、新冠産馬の販売向上に繋げると共に、地方競馬の協賛レースの実施を通じ、競馬事業の振興に加え、馬産地新冠のPRに努めて参ります。酪農振興につきましては、乳牛検定組合や酪農ヘルパー組合の運営支援を継続するとともに、町有牧野での預託事業を通じ、生産現場における自給飼料や労働力不足の解消を図り、放牧管理を介した家畜の健康増進に努めます。肉用牛の振興につきましては、繁殖雌牛の導入支援及び町有牛を活用した受精卵の原価提供事業を継続し、安定した繁殖基盤の構築に努めて参ります。町有牧野の運営にあたりましては、北海道ヨーネ病防疫対策実施要領に基づく発生農場に指定されておりますが、引き続き感染対策を講じ、事業を実施して参ります。家畜防疫につきましては、家畜自衛防疫組合など関係機関と連携し、家畜伝染病の発生予防に努め、引き続き予防注射や伝染病検査を通じ、飼養衛生管理の指導と啓発に努めて参ります。有害鳥獣による農作物被害については、近年、増加傾向にあります。特にヒグマの出没や目撃の情報が多く寄せられ、有害駆除委託ハンターの負担が増えており駆除費用の見直し及び拡充を行い、関係機関との連携・協力により有害鳥獣全般の駆除対策に取り組んで参ります。

次に、林業の振興についてです。町有林におきましては、本年度も森林経営計画に基づ

き岩清水、緑丘地区の皆伐のほか、植林や下刈り、間伐など適切な森林整備に努めて参ります。民有林振興につきましても、森林環境譲与税を活用し公共補助の対象とならない森林整備事業等に補助して参ります。

次に、水産業の振興についてです。水産業は環境の変化を最も受けやすい産業であり、気象や海水温、海流などの細かな変化が漁獲量へ著しい影響を及ぼします。令和3年9月に発生した赤潮被害につきましても、引き続きタコとツブを対象魚種とする資源量調査に取り組み、漁場の回復状況の把握に努めて参ります。また、北海道や関係団体等との連携により実施をしているタコ産卵礁設置事業やホッキ最小成員の放流事業、マツカワの稚魚放流事業につきましても継続的に実施し、資源の育成・管理に努めて参ります。

また、観光振興に目を向けますと、今や観光動態は、コロナ禍前を凌ぐ状況となり、多くの観光地では活況を呈しています。当町においても主だった観光施設の入込みは増加傾向にあり、今後の更なる増加に期待を寄せている次第です。今後は、日高自動車道新冠インターチェンジの開設が当町への人流をどのように変えるのか期待を膨らませるばかりですが、さまざまな変化をしっかりと受けとめ、町の将来に向けた観光施策を推進して行く所存です。

次に、商工業の振興についてですが、小売店を中心とした商工業者の経済活動は、人々の働く場の提供と日用品を中心とした生活必需品の購買機会を確保するという生活に欠かせない事業活動であります。そのためには携わる事業者の経営安定化を図ることが大切であり、商工会の役割が重要となります。このため町は商工会が行う経営改善事業や起業活動への取り組み事業を支援することで商工業振興を図って参ります。

6つ目は、「郷土を愛し生きる力を育む人づくり」についてです。

はじめに、教育行政につきましても、教育に関する総合的な施策である、新冠町教育大綱に掲げる基本理念、生きる力を育みふるさと愛を深める新冠の教育を推進するため、総合教育会議を通じて教育委員会と政策の方向性を共有し、教育環境の充実を図って参ります。

次に、幼・小・中教育の充実についてです。認定こども園ド・レ・ミにおいては、引き続き安全安心を最優先し、施設整備のほか、適切な保育教諭の配置に意を用いながら、幼小中の連携や小学校への接続を意識した教育・保育活動の充実と家庭や地域と連携した、こども園運営を支援して参ります。小中学校においては、学習指導要領に基づきICTを活用した授業づくりが進められておりますが、コロナ禍に整備をいたしました児童生徒用のパソコンが耐用年数を迎えることから、北海道が行う共同調達に参加し整備することで、適切な教育環境の維持に努めます。また、今年度統合いたしました新冠小学校に配置しております町費負担教諭2名については、次年度においても新冠小学校へ配置し、引き続き授業の改善や充実に向け取り組むほか、各校学年毎に学習支援員を配置し、特別な支援が必要な児童生徒への対応を図ることで、学習環境の向上を支援して参ります。次に、社会教育におきましても、ふるさとを愛し、生涯にわたり、学びあい、教えあう学習社会の実

現を目指し、継続して町民憲章とふるさと教育につながる「Reの精神」を意識しながら、特徴ある事業を展開し、持続可能な社会を目指した質の高い教育を進めてまいります。また、レ・コード館をはじめとした各種社会教育施設では、施設機能を十分に生かしながら生涯学習の場を提供するとともに、町民の自主的な文化芸術活動やスポーツ活動を支援し、引き続き安全で利用しやすい施設運営に努めてまいります。

最後に、「自立したまちづくり」についてです。

まちづくりの推進において、町民の皆さんにまちづくりの現状を説明し、そして意見をいただくことは、より良い施策の実現につながり、更には町が目指すまちづくりについて理解を深めていただくことで協働のまちづくりの実現が可能になるという考えの下、私は、これまで社会情勢が許す限り町政懇談会を実施し、町民の声の聞取りに努めてきました。現在、新冠町には町政懇談会のほか、地域担当制などさまざまな広聴事業があります。また時代のニーズに合わせたSNSの活用も鋭意検討しています。それらの広聴事業を効果的にむすびつけることで、より一層開かれたまちづくりは推進されるものと考えるところです。人口減少、少子高齢化の進行が今後も続く中、人口確保対策は全ての市町村のまちづくりテーマの1つかと考えます。当町においても、これまで定住移住政策の推進のほか医療、福祉、教育、子育てなど幅広い分野において人口確保につながる施策を推進してきました。今後は、町有地の活用、医療福祉の向上、そして高規格道路の延伸などの新たな町の特性を活かすことで、より力強く人口確保対策は推進されて行くものと考えます。また、令和6年度から実行している、財政計画に基づく、収支改善のための、行財政改革アクションプランを令和7年度においても引き続き実行して参ります。行財政改革は、当町が持続可能なまちづくりを展望する上で必要な取り組みであるとともに、町の行財政を安定的に運営することは、山積する課題解決の上でも喫緊の課題であり、私どもが常に改善・改革の意識を持ち続けることが、新冠町の持続可能性を高めるものと考えております。

以上、令和7年度の町政執行にあたっての、主な取り組みについて申し上げます。私の町政執行方針は今回が最後となります。町民の皆さま、そして議員各位におかれましては、これまでの2期8年間、町政運営に多大なるご配慮、ご協力をいただきましたことに対し、感謝申し上げますとともに、残された任期につきましても全力を傾けて参ります。結びにあたりまして、議員各位をはじめ、町民の皆さまにおかれましては、今後におきましても、町政運営により一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。令和7年度の町政執行方針といたします。

○議長（氏家良美君） 町長の町政執行方針が終わりました。次に、教育行政執行方針を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 令和7年第1回定例会の開会にあたり、令和7年度教育行政執行方針を申し上げます。

新型コロナウイルスは、5類感染症に移行され減少傾向にありますが、今尚、様々な感

感染症が多く見られます。これからも今までに培ってきた感染症対策で乗り越えていきたいと考えております。社会の急激な変化や子どもを取り巻く環境が、多様化・複雑化する中にあります。現在、学校教育には、一人一人の子どもたちの可能性を最大限に引き出し、将来の予測が困難な時代においても自立的に生き、持続可能な社会の創り手を育成するための資質・能力を育てていくことや日本社会に根差したウェルビーイングの向上が国の教育振興計画でも示されています。子どもたち一人一人が持つ夢の実現に向かい、未来を切り開く担い手となる子どもたちには、ふるさと新冠町の歴史や文化を誇りとし、共に支え合い、逞しく生きぬく力を郷土でしっかりと身に付けていくことが必要です。そのためには、新冠町の強みである学校教育と社会教育が一層の連携を図り教育効果を高め、子どもたちを育て、地域の方々のご協力をいただきながら、郷土を愛する子どもたちや自分たちがこれからの郷土を担っていくという強い意識を育て、社会の形成者につながる礎を築いていくことが大切であると考えています。教育委員会は、引き続き町長との総合教育会議を通して教育に関する思いを共有し、一体感とスピード感をもって課題解決や教育環境の更なる充実と整備に積極的に努めるとともに、次代を担う子どもたちが、郷土を愛し、社会で生きていく力を身に付けていくこと、そして町民の皆さん全てが、心豊かに生きがいを感じられる暮らしができるよう、生涯学習活動を推進し、活力ある地域社会の形成に努めてまいります。

このような考え方に基づく基本姿勢について申し上げます。

学校教育では、子どもたちのウェルビーイングにつながる資質・能力の育成を図ることが大切であり、そのためには、探求的な学習、主体的対話的で深い学びの授業の改善充実が必要不可欠です。GIGAスクール構想により、ICTの環境が整備された一人一台端末を活用した授業の充実、個別最適な学びの充実、協働的な学びの充実により、確かな学力の育成を図っていきます。また、児童生徒に必要な資質・能力を育てるためには、学校だけではなく家庭、地域、行政の連携した取り組みが必要であり、学校は楽しい、家庭は温かい、地域は明るい、働きやすさと働きがいのある職場を実感できる環境づくりも意識してまいりたいと考えます。更に、子どもたちが主体的に物事を判断し行動しながら、解を見出していく生きる力を育てるために、小学校から中学校の連続した学びが確かなものとなるよう、それぞれの教育課程の連携、学び方の連続を意識した施策の推進に努めてまいります。社会教育では、町民の皆さんが、学びを行動につなげる活動を継続することは、豊かな心を育て、活動の輪を広げ支え合う、地域の良さを知り郷土愛を育てるという観点からも重要なことであり、町づくりの大きな力となるとも考えます。将来、予測が困難な時代においても、未来に向かって果敢に挑戦できる人材の育成を中心に、町民の皆さんが、心豊かで健康に学ぶことのできる活動を展開し、その活動が町づくりに活かされるものとなるように引き続き、町民憲章やR e の精神を常に意識し、特色ある事業展開に努めてまいります。

続きまして、教育行政執行にあたりましての主要施策について申し上げます。

はじめに、『子どもたちを中心としたウェルビーイングを育む学校教育の充実と学校教育の活性化』であります。

学校教育は、多様化・複雑化する現代社会においても、子どもたちが夢ややりがいを見出し、将来に渡って持続可能な幸せを感じるウェルビーイングに向け、誰もが安心できる教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが重要でありますことから、本年度は、未来を見据え、持続可能な社会の形成者としての礎を築く、子どもを中心としたウェルビーイングの向上、新冠ならではの幼・小・中を貫く教育計画、教育実践、連続性の充実の3項目を重点最重要目標として位置づけた上で、次の取り組みを推進してまいります。

1点目は、『一人一人のウェルビーイングの向上と日々の積み上げによる学力向上』についてであります。

児童生徒一人一人が、幸せを感じながら、安心して学び、心身ともに健やかに成長することが、心豊かな人生、ウェルビーイングの向上につながります。学校教育においては、学習指導要領における、主体的・対話的で深い学びを実践し、各教科を通じて得た力により、子ども達の将来の可能性がより広がるよう、質の高い教育への授業改革に引き続き取り組んでまいります。具体的な取り組みとして、学習過程を効果的に進めるための学習の見通しと振り返りの実践や自分の考えを書く、説明する、話し合うといった言語活動を充実させるほか、ICT機器及びデジタル教材を効果的に活用することで、個別最適な学び、協働的な学びの充実を図ること、子ども達の頑張りを認めながら次の指導改善につなげていく、指導と評価の一体化に意を用いてまいります。更に、全国学力学習状況調査などを通じて、児童生徒の学習状況や学力の定着状況を把握、分析し、具体的な方策とマネジメントにより授業改善を図るほか、学力向上推進委員会においては、校種間の情報共有と共通の課題を把握し、小中接続した系統性のある学習指導カリキュラムを作成し、実施してまいります。望ましい学習環境と生活習慣の確立においては、保護者と連携した家庭学習時間の確保やゲームやスマートフォンの適切な利用、中学校のテスト期間に合わせた小中合同の家庭学習強化期間の設定により家庭学習の定着化を推進しておりますが、これまでの取り組みを評価し、更なる対応策を講じるほか、家庭学習につながる自主性を育む授業内容となるよう取り組んでまいります。また、学級経営及び教科経営においては、自己決定の場を育む授業、自己存在感を育む授業、共感的な人間関係を育む授業の生徒指導における三機能を活かした授業改善に向け、教員一人一人の改善目標を明確化し、評価・改善を行ってまいります。

2点目は、「豊かな心と健やかな体の育成」についてであります。

児童生徒の心身の健やかな成長においては、自らを律し、他者と共に支え合いながら、善悪を判断する力、命や自然を大切に作る心、人を思いやる心と健康な体を育成することが大切です。そのため、自己と向き合い、他者との関わりや社会とのつながりについて、考え議論する道徳教育を計画的に実践し、評価・改善を図るとともに、豊かな感性や情操

を育む読書活動についても引き続き推進してまいります。いじめ、不登校といった生徒指導上の課題につきましては、定期的な調査の実施や組織的な対応が徹底されるようアセスメントシートを活用し、学校全体で情報共有を図りながら早期発見と早期対応に努めるとともに、これらの要因として、スマートフォンを介したトラブルも発生しておりますことから、保護者と課題の共有化を図り、ネットモラル指導の徹底を図ってまいります。体力向上につきましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査により、全国平均と比較をもとに課題を把握、分析し、授業改善への活用と1校1実践の積極的な推進のほか、運動の日常化への取り組みを継続いたします。また、健康安全教育については、学校給食を通じた食育指導の工夫や避難訓練を始めとした防災教育、熱中症や感染症対策等の指導を通じ、子ども達が正しい知識を習得し、自ら安全に行動できる資質と能力が身に付くよう、指導の充実に引き続き意を用いてまいります。

3点目は、「特色ある教育活動の推進」についてであります。

小中を貫く学びの創造と当町の将来的な教育環境を見据え、幼小中連携推進会議を主催し、各々の役割を正しく理解することで校種間の意識の隔たりの解消と小中合同研修会の企画・実践により、自校研修の充実と改善を図ってまいります。地域の教育力の活用においては、これまで学校単位に開催していた学校運営協議会と地域住民を含めた推進委員会を一本化し、幼小中の運営や町全体に関わる教育課題への参画促進を図り、また、キャリア教育における地域の人材や団体の活用、郷土資料館を中心とした社会教育との連携によるふるさと教育の推進など、新冠町ならではの地域資源を積極的に活用した教育活動を実施いたします。更に、主権者教育とふるさと教育の観点から実施しております、中学生と町長との懇談会については、内容の見直しと充実を図りながら今年度も開催し、町づくりへの参画意識やふるさと愛を育む取り組みを推進いたします。

4点目は、「特別支援教育の充実について」であります。

小中学校ともに特別支援教育のニーズは高まっておりますが、一方で全ての子どもが同じ環境で学ぶインクルーシブ教育も大切でありますことから、教員の研修時間を確保し、各々の専門知識の向上に努めるとともに、学校全体で関わっていくよう計画的な教員の人事配置を行ってまいります。また、普通学級において学習や学校生活で困り感を抱える子どもへの対応として、個々の特性に応じたきめ細かい教育相談と関係機関との情報共有を行い、通級指導教室、巡回指導教員やスクールカウンセラー派遣事業を積極的に活用し、支援体制の充実に努めます。特別支援教育においては、日常的な支援と子どもが成長する過程を見据えた長期的な視点の支援が必要であることから、児童生徒一人ひとりの特性に応じた個別の指導計画・教育支援計画や適切な教育課程を編成し、評価・改善を繰り返すことで、将来を見据えた切れ目のない支援につなげてまいります。

5点目は、「信頼される学校づくりの推進」についてであります。

地域に開かれ信頼される学校づくりを実践するためには、地域から認められる教職員の資質・能力と組織力が必要となります。そのため、学校長の経営ビジョンや具体的な方針、

役割の分担を明確化した上で、検証サイクルを確立するとともに、個人面談で人事評価を通じて学校設定目標を共有することで教職員の経営参画意識の醸成を図り、学校長を中心とした校内組織の強化に努めます。初任段階教員及び中堅教員の人材育成として、指導主事の授業参観による継続的な指導助言を行うことで、次世代を担う人材の成長を促し、中堅教員については学校組織において中核的な職務を割り当て積極的な活用を図ります。幼小中を貫く教育の推進については、積極的な校種間交流を進め、教職員の研究活動において小中の学び方や接続を意識した研修を充実させ、教育課程への位置付けと具体的実践を進めてまいります。また、教職員への各種研修会や町教育研究協議会への参加奨励や服務規律研修を充実させることで、教職員の資質向上と服務規律の保持を図り、加えて、増加傾向にあります教職員の心の健康問題については、メンタルヘルスチェックと個別面談を実施し、引き続き働き方改革を推進することで未然防止に努めます。

6点目は、「教育環境の整備」についてです。

はじめに、小・中学校の老朽化と新たな学校の創造についてであります。令和2年10月に策定した新冠町小中学校適正規模・適正配置基本計画において、人口の将来推計、施設の老朽化状態、一貫教育の取り組みを考慮し、10年間の当計画の最終年度である令和12年度の完成を目指し、中学校の改築計画と後年次の小学校改築計画を具体化しております。現状において、中学校に限らず小学校についても校舎の建築から50年を迎え老朽化が進行しており、また、町内の児童生徒数についても今後急速に減少していくことが予想されております。このことから、新しい学校構想に向けた検討委員会を立ち上げるとともに、小・中学校の改築計画について、町部局や関係機関との協議、検討を進めていくこととし、併せて小中連携推進会議を中心に義務教育期間9年間を貫く教育課程の編成について調査研究してまいります。次に教師にとってのウェルビーイングとして、学校が働きやすさと働きがいのある職場であるよう、働き方改革の取り組みを継続し、教職員が心身ともに健康でゆとりを持ち、教育活動に専念できる環境を整備するため、校内組織コアチームを中心に全職員が改革の提案と実践にかかわるほか、一人一人の在校時間の把握と管理職による個別面談を実施し、業務の適正化と改善に向けた指導助言を行ってまいります。町費負担教職員については、教諭2名を引続き新冠小学校へ配置し、児童に寄り添った、よりきめ細やかな指導と授業改善に資する役割を担っていくほか、ALT及び外国語学習指導員による英語指導への対応や学習支援員を小中学校の学年毎に配置し、当町独自の充実した教育体制を維持いたします。

7点目は、「認定こども園の教育・保育の推進」についてであります。

認定こども園ド・レ・ミは、家庭や地域とともに、心豊かで健やかな子どもを育む基本理念のもと、就学前までに、身について欲しい力の習得を促し、スムーズな小学校への接続を意識するとともに、全ての子育て家庭に子育ての喜びを実感できるよう支援を行ってまいります。また、日々の保育・教育活動を通じて要支援児を把握し、関係機関の協力を得ながら早期対応に努めてまいります。保護者の就労状況に関わらず、3歳未満の全ての

子どもが一定の条件のもと柔軟に保育施設を利用できる、子ども誰でも通園制度が、令和8年度から全ての市町村で実施されますことから、整備体制等の準備を進めてまいります。保育教諭の資質向上の取り組みとして、計画的な園内・園外研修を実施し、学びと実践を繰り返すことで教育保育活動の専門性と質の向上に引き続き努めるとともに、より働きやすい職場環境を提供することで保育従事者の確保につなげ、町民の保育需要の対応に努めてまいります。子育て支援センター事業につきましては、昨今の出生数の減少や核家族化による乳幼児をもつ母親の孤立化を防ぐため、母親同士の情報交換や交流の場を提供するほか、保健師等の保健福祉部門と連携しながら育児に関する相談業務を行うことで、町内で安心して子育てができるよう支援してまいります。

次に、「ふるさとを愛し、生涯にわたり、学びあい、教えあう学習社会」についてであります。

社会教育事業においては、継続して町民憲章とふるさと教育につながる「Reの精神」を意識し各事業に関連づけながら、まちづくりの中心であるレ・コード館を拠点とした特徴ある事業を展開し、持続可能な社会を目指した主体的に学び、教えあう質の高い教育の提供を推進してまいります。

1点目は、「レ・コード館を中心とした生涯学習社会の推進」についてであります。

音楽・文化の拠点となるレ・コード館機能を活かしながら、クーリングシェルトアの設置やボランティアの育成を図り新たな居場所づくりを提案するとともに、文化活動の活性化を目指し、文化協会や自主企画委員会をはじめとした各団体と連携しながら、文化芸術活動の支援に努めてまいります。音楽を通じた情操教育と新たな生きがいづくりを推進するため、引き続き音楽鑑賞機会や楽器演奏体験の充実を図るとともに、昭和音楽大学との連携を図りながら吹奏楽クリニック事業を継続して実施し、吹奏楽の技術向上に寄与した取り組みを進めます。また、レ・コードと音楽による町づくりを熟成させるために、第9次となる社会教育中期計画を策定し計画的な生涯学習社会の構築を目指すとともに、収集レコードの活用を図り、町民の皆さんがレコード音楽に触れる機会が増えるよう町内施設を対象とした巡回レコードコンサート事業の充実を努めます。学校教育との融合をより深めるために、連絡調整を図りながら放課後子ども教室、スポーツ教室等の充実を図り、中学校においては、部活動地域移行に向けて新たな取り組みを進めてまいります。

2点目は、「生涯にわたってスポーツに親しむ社会体育の推進」についてであります。

昨年度策定したスポーツ振興計画に基づき、少年期のスポーツについては、スポーツ少年団との連携を図り各種スポーツの体験教室を開催し、成人スポーツではレクリエーションスポーツのモルックやトレーニングルームでの運動の習慣化を定着させ、高齢者においては、健康に主軸においた健康教室の開催を進めます。また、学校とスポーツ団体との連携を図りながら、中学校における部活動地域移行に向けた取り組みを進めます。スポーツ環境の整備充実においては、町民グラウンドや各種体育施設を開設するとともに、新たに青年の家の体育館施設の利用について検討します。スポーツでつくる共生社会を目指して、

車いすバスケット教室を開催し、加えて、スポーツ指導者の育成及び指導能力の向上を図るため、指導者講習会を開催し適切な指導方法の学習の場を設けます。

3点目は、「郷土愛を育む郷土資料館事業の推進」についてであります。

郷土資料館は、ふるさとの歴史や自然、文化を守り、未来へと引き継ぐ役割を担っています。施設や文化財を整備するとともに、各種事業を推進して郷土のすばらしさを積極的に発信していきます。ふるさと・再発見講座では、子どもから大人まで、各年代に合わせた学習や体験講座を展開いたします。特にポロシリ生活館を拠点としたアイヌ文化の伝承を、アイヌ協会や学校と連携を深めながら充実させていきます。また、郷土文化研究会やネイチャーズクラブとともに、歴史や自然にまつわる普及事業や調査研究活動を行い、学びながらふるさとを大切にする輪を広げられるよう努めてまいります。

4点目は、「豊かな感受性と社会性を育む図書プラザ事業の推進」についてであります。

図書プラザは、個人学習を支援、援助することにより、学習意欲を満足させる機能を持っており、良いサービスを提供することで学習意欲を向上させる効果があることから、図書館資料の計画的購入や乳幼児を対象としたブックスタート事業をはじめ、ライフステージに応じた各種事業を推進してまいります。また、本年度は新冠町子ども読書推進計画第4次の策定年度となりますので、新冠町のすべての子どもたちが、あらゆる機会に本に親しみ、自ら進んで読書活動が行えるように読書環境の整備計画を進めます。学校図書及び読み聞かせの会等の関係団体とは、継続して図書事業との連携を図りながら、司書の専門性を活かし、より充実した活動が進められるよう積極的に支援してまいります。また、夜間開放やアニマル号の運行により、読書環境を整備することで、利便性を重視した施設運営を引き続き努めてまいります。

5点目は、「豊かな人間性と自律を促す青少年教育事業の充実」についてであります。

命の大切さと自発性や自律心を促すことを目的にした、自然体験、職業体験事業を実施するとともに、昨年に引き続き各種団体と連携を図りながら防災キャンプを実施します。町民センターで開設しております、放課後子ども教室につきましては、放課後を中心とした児童の活動場所として活用されておりますが、新冠小学校とより連携を深め、安全安心の居場所づくりを進めるとともに、少年教育の充実が図れるよう各種事業を展開していきます。地域ぐるみで子どもを育む環境づくりを進めるために学校運営協議会との連携や、まちづくりに寄与した、ふるさと盆おどり等の各種青年団体事業については、指導助言を積極的に行い活性化を図ってまいります。

6点目は、「協働型参画社会を目指した成人教育の推進」についてであります。

成人教育は家庭や地域社会において中心的な役割を担い、この時期の学習活動により地域貢献や地域発展につながることから、生涯学習事業を積極的に展開し、住民の町づくりに対する参画意識の向上に努めます。高齢者の学びの場として、いきいき大学を開催して、楽しみながら知識や教養を身に付ける学習会や見学会のほか、保健福祉課の介護予防教室との連携事業を進め、異世代交流等を通し、学びあい、教えあう場の提供を図ります。ま

た、女性のまちづくりへの参画を目的として活動しております女性コミュニティ会議につきましても、より積極的にまちづくりに参画できるよう、研修内容の充実を図り、自主活動を促進できるよう支援してまいります。

以上、令和7年度の教育行政執行方針について申し上げます。私たちをとりまく環境は、変化の激しい先を見通せない状況にあります。しかしながら、私たち教育行政は、その活動の歩みを止めるわけにはいきませんし、次なる新たな方向性を打ち出していく必要があります。教育は、人づくり。人づくりは、町づくりの基本であるとの認識のもと、変化の激しい時期だからこそ、逆に飛躍のために大きく変われるチャンスでもあることを念頭に置き、不易と流行をしっかりと見定め、将来に向け持続可能な教育環境を展望してまいります。教育委員会は、未来を担う子どもたちが自分たちの力でしっかりと前を向いて逞しく歩み進めるよう、その成長を支えるとともに、町民の皆さんが、ふるさと新冠を愛し、新冠で生まれ育ってよかったと実感できるように、また生涯にわたって豊かな学びと活動を展開できますよう、本年度も職員一丸となって積極的な実践活動に取り組んでまいり所存です。町議会議員の皆さま並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。なお、政策的事業のうち、当初予算で措置されていないものにつきましては、新町長と協議を行い、6月補正予算への計上の有無について判断されますことから、本執行方針には入れておりませんことをご理解賜りますよう存じます。

○議長（氏家良美君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。

休憩 午前11時20分

再会 午前11時30分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第17号

○議長（氏家良美君） 日程第3、議案第17号、令和7年度新冠町一般会計予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第17号、令和7年度新冠町一般会計予算について提案理由を申し上げます。

令和7年度新冠町一般会計の予算は次に定めるところによるものとします。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ62億3300万円に定めようとするものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとします。債務負担行為、第2条、地方自治法第217条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものとします。地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、

起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるものとします。一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円に定めようとするものです。歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものとします。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものです。

次に、債務負担行為について説明いたしますので、6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為です。住民基本台帳ネットワークシステム購入費、期間は、令和7年度から令和11年度まで、限度額1070万8千円は、備荒資金を活用してシステム機器を更新するものです。詳細は、予算説明資料69ページのとおりです。節婦町地区津波避難タワー建設事業、期間は、令和7年度から令和8年度まで、限度額4億9842万1千円は、津波避難タワーの本体工事を行うものです。詳細は、予算説明資料194ページのとおりです。

次に、地方債の説明を行いますので、7ページをお開き願います。第3表、地方債、過疎地域自立促進特別事業、限度額6390万円は、高齢者福祉事業や地域医療の確保などに活用しているもので、充当事業は8ページ第3表付表のとおりです。日高中部環境センター基幹改良事業、限度額2億2070万円は、焼却炉等プラント施設の長寿命化事業に係る過疎債です。橋梁長寿命化事業、限度額8670万円は、節婦小橋整備事業に係る過疎債です。林道整備事業、限度額270万円は、普通林道節婦線橋梁補修調査設計業務に係る過疎債です。テレビ共同受信施設整備事業、限度額370万円は、東川共栄地区テレビ共同受信施設整備調査設計業務に係る辺地債です。水利施設等保全高度化事業、限度額1億5090万円は、太陽地区の営農用水施設整備事業に係る辺地債です。農村整備事業、限度額5620万円は、道営事業により実施する東泊津地区農道整備事業に係る辺地債です。小規模治山事業、限度額1180万円は、共栄受右の沢小規模治山事業に係る緊急自然災害防止対策事業債です。林道維持事業、限度額960万円は、泉線大規模林道路肩補修工事に係る緊急自然災害防止対策事業債です。道路整備事業、限度額950万円は、美宇若園線泉若園浄水場地先排水路補修設計業務ほか2件に係る緊急自然災害防止対策事業債です。河川整備事業、限度額430万円は、新冠5号川小学校地先護岸補修設計業務ほか1件に係る緊急自然災害防止対策事業債です。津波避難施設等整備事業、限度額3560万円は、節婦町地区津波避難タワー建設事業に係る公共事業等債です。公有林整備事業、限度額1600万円は、町有林森林整備事業に係る、国の予算等貸付金債です。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりでございます。また、本年度の地方債は、合計6億7160万円を限度として借入を起こすものですが、この内、地方交付税で8割が措置される辺地債、7割が措置される過疎債などを精査しますと、実質的な一般財源は、1億9872万円となります。

次に事項別明細書、歳出より説明いたしますので、38ページをお開き願います。別冊により予算説明資料を配付させて頂いておりますので、説明につきましては、できるだけ簡潔に行いますので、ご了承願いたいと思います。38ページから41ページになります。1款1項1目ともに議会費7409万2千円は、議員報酬など議会運営費を計上しております。

42ページから53ページに移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5億4544万円。前年度比8034万1千円の増は、自治体情報システム標準化対応業務関連経費などの増加によるものです。54ページから55ページに移ります。2目文書広報費1624万5千円は、広報紙発行や続・新冠町史発刊事業費などを計上しております。3目財産管理費4020万8千円、59ページまで跨ります。町有建物維持管理や公共施設用地借上料などを計上しております。58ページから59ページに移ります。4目町有林造成管理費3787万9千円は、町有林の管理費を計上しております。5目企画費5539万1千円、67ページまで跨ります。公共交通確保や定住移住促進、コミュニティバス等の運行費などを計上しております。66ページから67ページ。6目公平委員会費2万1千円は、公平委員3名に係る報酬等を計上しております。7目交通安全対策費178万円、69ページまで跨ります。交通安全推進委員会補助金などを計上しております。68ページから69ページに移ります。8目諸費1404万2千円は、町政事務委託や街路灯補助事業などを計上しております。9目財政調整基金費20万8千円は、積立金利子を計上しております。10目減債基金費592万5千円、71ページまで跨ります。立木売払収入及び積立金利子を計上しております。70ページから71ページ。11目ふるさとづくり基金費1億206万7千円は、ふるさと納税寄附金や町有牛売払収入などを計上しております。12目地域振興基金費600万円は、ピーマン選果施設整備事業貸付金収入を計上しております。72ページから75ページに移ります。2項徴税费、1目税務総務費7066万1千円は、一般事務費や滞納整理機構負担金などを計上しております。74ページから77ページに移ります。2目賦課徴収費634万6千円は、収納事務費やシステム運用費などを計上しております。78ページから81ページに移ります。3項1目ともに戸籍住民基本台帳費3318万円は、戸籍電算化経費やマイナンバーカード交付事務費などを計上しております。82ページから83ページに移ります。4項選挙費、1目選挙管理委員会費38万8千円は、選挙管理委員会委員3名分の報酬などを計上しております。2目新冠町長選挙費852万7千円は、4月20日執行予定の選挙事務経費を計上しております。84ページから85ページに移ります。3目新冠町議会議員補欠選挙費315万1千円は、4月20日執行予定の選挙事務経費を計上しております。4目参議院議員通常選挙費974万7千円は、7月に執行が見込まれる選挙事務経費を計上しております。86ページから87ページに移ります。5項統計調査費、1目指定統計調査費371万3千円、前年度比282万1千円の増は、5年周期の国勢調査費などの増加によるものです。88ページから89ページに移ります。6項1目ともに監査委員費111万1千円

は、監査委員2名分の報酬などを計上しております。

90ページから103ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費5億5387万6千円、前年度比4046万3千円の増は、自治体情報システム標準化経費や扶助費における給付費の増加などによるものです。102ページから107ページに移ります。2目老人福祉費2億4757万8千円、前年度比1419万2千円の増は、各委託料や日高中部広域連合負担金の増加などによるものです。106ページから107ページに移ります。3目後期高齢者医療費1億885万4千円は、療養給付費負担金などを計上しております。4目地域包括支援センター費4589万円、111ページまで跨ります。運営費や生活支援体制整備事業費などを計上しております。110ページから115ページに移ります。5目老人福祉施設費3871万8千円は、老人憩いの家や高齢者共同生活施設の運営費などを計上しております。114ページから115ページに移ります。6目社会福祉施設費614万9千円は、各集会施設の維持管理費を計上しております。116ページから117ページに移ります。7目生活館費1213万6千円は、生活館の維持管理費を計上しております。118ページから119ページに移ります。8目国民年金費3万9千円は、事務費を計上しております。120ページから121ページに移ります。2項児童福祉費、1目児童措置費8870万2千円、前年度比3049万5千円の増は、児童手当支給費の増加によるものです。2目児童福祉施設費2618万2千円、125ページまで跨ります。児童館や子育て支援センター運営費などを計上しております。

126ページから129ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費6968万8千円。前年度比308万1千円の増は、健康情報システム改修費の増加によるものです。128ページから133ページに移ります。2目予防費3223万円は、各種健診及び伝染病予防接種事業費などを計上しております。132ページから137ページに移ります。3目環境衛生費1700万9千円は、霊園霊葬場管理などを計上しております。136ページから137ページに移ります。4目診療所費1億4371万9千円は、国保診療所特別会計に対する繰出金を計上しております。138ページから139ページに移ります。2項清掃費、1目清掃総務費4億3570万2千円、前年度比2億3937万円の増は、日高中部衛生施設組合負担金で、施設の長寿命化を図る環境センター基幹改良事業の増加によるものです。140ページから141ページに移ります。3項水道費、1目地区水道費1241万7千円、前年度比712万2千円の増は、地区水道施設工事費の増加などによるものです。2目簡易水道費9763万2千円は、簡易水道事業会計に対する補助金を計上しております。

142ページから143ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費2220万1千円は、職員人件費などを計上しております。144ページから147ページに移ります。2目農業総務費4966万6千円は、農業次世代人材投資資金や各種振興補助金などを計上しております。146ページから149ページに移ります。3目農業振興費3億4024万円、前年度比1億5351万4千円の増は、道営土地改良事

業負担金の増加によるものです。148ページから151ページに移ります。4目畜産業費443万1千円は、酪農ヘルパー事業ほか各種補助金などを計上しております。150ページから157ページに移ります。5目牧野管理費9735万3千円は、預託牛及び町有牛管理費を計上しております。158ページから161ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費5818万7千円は、有害鳥獣駆除対策事業費などを計上しております。160ページから161ページに移ります。2目林道費2117万8千円、前年度比1352万5千円の増は、橋梁補修調査設計委託料や林道補修工事費などの増加によるものです。162ページから163ページに移ります。3目治山費2913万5千円は、小規模治山工事費などを計上しております。162ページから163ページに移ります。4目森林公園費1305万9千円は、判官館森林公園管理費などを計上しております。164ページから165ページに移ります。3項水産業費、1目水産業振興費733万9千円は、水産多面的機能発揮対策事業負担金などを計上しております。

166ページから167ページに移ります。6款1項ともに商工費、1目商工業振興費1435万3千円は、商工業振興事業補助金などを計上しております。2目観光費1億2744万4千円、171ページまで跨ります。乗馬施設、道の駅、新冠温泉などの管理運営費を計上しております。

172ページから173ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費703万8千円は、道路台帳管理業務委託費などを計上しております。2目道路維持費7123万1千円、175ページまで跨ります。町道維持補修費などを計上しております。174ページから177ページに移ります。3目道路新設改良費2億8982万6千円、前年度比2億1915万8千円の増は、橋梁長寿化修繕工事など、道路メンテナンス補助事業費の増加によるものです。178ページから179ページに移ります。2項河川費、1目河川総務費1347万5千円は、河川維持整備事業費などを計上しております。180ページから183ページに移ります。3項住宅費、1目住宅管理費1496万3千円は、公営住宅維持管理費などを計上しております。182ページから183ページに移ります。2目住宅建設費1353万5千円は、職員人件費などの事務費を計上しております。184ページから185ページに移ります。4項下水道費、1目下水道整備費1億1455万1千円は、下水道事業会計に対する補助金を計上しております。

186ページから187ページに移ります。8款1項ともに消防費、1目常備消防費2億1823万円は、日高中部消防組合本部経費及び新冠支署経費を計上しております。3目災害対策費1億3281万1千円、189ページまで跨ります。前年度比4721万6千円の増は、節婦町地区津波避難タワー建設事業費の増加によるものです。

190ページから191ページに移ります。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費189万7千円は、教育委員の報酬などを計上しております。2目事務局費1億2452万1千円、197ページまで跨ります。学力体力向上支援事業費や、奨学金貸付金などを計上しております。198ページから199ページに移ります。3目住宅費52万

7千円は、教員住宅維持管理費等を計上しております。4目児童生徒輸送費5714万2千円は、スクールバスの運行経費を計上しております。200ページから203ページに移ります。2項小学校費、1目学校管理費5878万1千円は、小学校施設維持管理費などを計上しております。204ページから205ページに移ります。2目教育振興費1610万2千円、前年度比1268万1千円の増は、児童用パソコン購入費の増加によるものです。206ページから211ページに移ります。3項中学校費、1目学校管理費4897万8千円は、中学校施設維持管理費などを計上しております。210ページから211ページに移ります。2目教育振興費975万2千円、前年度比767万4千円の増は、生徒用パソコン購入費の増加によるものです。212ページから217ページに移ります。4項1目ともに認定こども園費2億5552万2千円は、こども園施設維持管理費及び運営費を計上しております。218ページから223ページに移ります。5項社会教育費、1目社会教育総務費9939万1千円は、各種団体補助金や音楽体験交流事業などを計上しております。224ページから229ページに移ります。2目レ・コード館事業推進費8573万7千円は、レ・コード館施設維持管理費やレ・コードプラザ運営費などを計上しております。228ページから233ページに移ります。3目図書費1292万8千円は、図書プラザ事業費や図書購入費などを計上しております。232ページから237ページに移ります。4目青少年育成費1255万4千円は、青年団体等補助金や放課後子どもプラン事業費などを計上しております。236ページから239ページに移ります。5目郷土資料館費165万4千円は、資料館施設管理費や教育普及活動事業費などを計上しております。238ページから241ページに移ります。6目青年の家費371万6千円は、施設維持管理費を計上しております。240ページから241ページに移ります。7目町民センター費1510万2千円、前年度比851万1千円の増は、町民センター外壁補修工事費の増加によるものです。242ページから245ページに移ります。6項保健体育費、1目保健体育総務費3845万2千円は、町民スポーツ教室事業や社会体育団体補助金などを計上しております。244ページから249ページに移ります。2目体育施設費1470万4千円、前年度比222万5千円の増は、町民グラウンドバックネット修繕費などの増加によるものです。250ページから251ページに移ります。7項1目ともに学校給食費6515万4千円は、給食材料費及び業務委託料などを計上しております。

252ページから253ページに移ります。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費5千円は、北海道防災協会負担金を計上しております。

254ページから255ページに移ります。11款1項ともに公債費、1目元金6億5962万4千円は、起債償還に係る元金を計上しております。2目利子1486万8千円は、起債償還等に係る利子を計上しております。

256ページから257ページに移ります。12款1項1目ともに予備費300万円は、予備費を計上しております。

○議長（氏家良美君） 一度中断して頂きますでしょうか。

休憩 午前11時58分

再会 午前12時59分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 次に、歳入に入りますので、12ページをお開き願います。説明につきましては、歳入につきましては予算額のみ申し上げますので、ご了承願いたいと思います。12ページから13ページ。1款1項ともに町民税、1目個人2億7205万5千円、2目法人5121万1千円。2項1目ともに固定資産税3億2046万8千円、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金858万8千円、3項1目ともに軽自動車税1748万1千円、2目環境性能割117万9千円、4項1目ともに市町村たばこ税3144万3千円、5項1目ともに入湯税1292万1千円。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、14ページから15ページに移り、1目地方揮発油譲与税1800万円、2項1目ともに自動車重量譲与税5700万円、3項1目ともに森林環境譲与税797万6千円。3款1項1目ともに利子割交付金30万円。4款1項1目ともに配当割交付金240万円。5款1項1目ともに株式等譲渡所得割交付金270万円。6款1項1目ともに法人事業税交付金1200万円。7款1項1目ともに地方消費税交付金1億4300万千円。8款1項1目ともに環境性能割交付金900万円。9款1項ともに地方特例交付金、16ページから17ページに移り、1目地方特例交付金230万円。10款1項1目ともに地方交付税28億4000万円。11款1項1目ともに交通安全対策特別交付金80万円。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金78万7千円、2目教育費負担金318万1千円。13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料60万円、2目民生使用料183万1千円、3目衛生使用料90万3千円、4目農林水産業使用料724万6千円、18ページから19ページに移ります。5目商工使用料131万2千円、6目土木使用料7338万6千円、7目教育使用料232万3千円、2項手数料、1目総務手数料257万3千円、2目民生手数料535万2千円、3目衛生手数料1558万8千円、20ページから21ページに移ります。4目農林水産業手数料11万8千円、5目土木手数料1千円。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2億1907万円、2目衛生費国庫負担金250万6千円、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金5205万1千円、2目民生費国庫補助金1968万4千円、22ページから23ページに移ります。3目衛生費国庫補助金35万7千円、4目土木費国庫補助金1億5879万3千円、5目消防費国庫補助金7920万円、6目教育費国庫補助金1509万8千円、3項国庫委託金、1目総務費国庫委託金998万8千円、2目民生費国庫委託金230万9千円、24ページから25ページに移ります。15款道支出金、1項道負担金、1目民

生費道負担金1億1686万5千円、2項道補助金、1目総務費道補助金2519万8千円、2目民生費道補助金2792万7千円、3目衛生費道補助金83万1千円、26ページから27ページに移ります。4目農林水産業費道補助金4391万9千円、5目消防費道補助金260万円、6目教育費道補助金31万6千円、3項道委託金、1目総務費道委託金1176万3千円、2目衛生費道委託金12万7千円、3目農林水産業費道委託金181万1千円、28ページから29ページに移ります。4目商工費道委託金1千円、5目土木費道委託金116万千円。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1926万2千円、2目利子及び配当金72万4千円、2項財産売払収入、1目物品売払収入4862万2千円、30ページから31ページに移ります。17款1項ともに寄附金、1目一般寄附金1千円、2目指定寄附金1億1千円。18款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさとづくり基金繰入金2億3716万円、2目減債基金繰入金760万1千円、3目財政調整基金繰入金2億5127万1千円。19款1項1目ともに繰越金3千万円。20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金1千円、2目加算金1千円、2項1目ともに預金利子5万円、3項貸付金元利収入、1目アイヌ住宅改良等資金貸付金元利収入330万2千円、2目北海道労働金庫貸付金元金収入300万円、3目農業振興資金貸付金収入600万円、32ページから33ページに移ります。4目奨学金貸付金元金収入1184万円、4項雑入、1目滞納処分費1千円、2目弁償費1千円、3目違約金及び延納利息1千円、4目宝くじ交付金収入231万1千円、5目雑入5850万3千円、34ページから35ページに移ります。5項1目ともに受託事業収入6415万円。21款1項ともに町債、1目総務債6760万円、2目衛生債2億2070万円、3目農林水産業債2億4720万円、36ページから37ページに移ります。4目土木債1億50万円、5目消防債3560万円。

以上、議案第17号、令和7年度新冠町一般会計予算の提案内容を説明いたしました。御審議賜り、原案のとおり御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

◎日程第4 議案第18号 ～ 日程第5号 議案第19号

○議長（氏家良美君） 日程第4、議案第18号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算、日程第5、議案第19号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 議案第18号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算について提案理由を申し上げます。

令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定の予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億1566万2千円と定めるものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、

第1表、歳入歳出予算によるものとします。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものです。歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、次のとおりと定めます。第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とします。

それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので281ページから282ページをお開き下さい。歳出の説明につきましては、予算区分の目における前年度比の増減理由を中心に行いますので、ご了承願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費219万7千円、前年度比50万7千円の減。国保会計における事務費を計上しております。減額となった主な項目は、12節委託料で、当該経費は発注する業務内容によって年度間の予算額が増減しますが、本年度は国保税率の改正に合わせて、納期を7期から10期に変更するシステム改修を行います。2目連合会負担金666万2千円、前年度比347万5千円の増。国保連合会への負担金を計上しており、増額となった主な要因は、国保事務処理の標準システム化に伴い、ガバメントクラウドへの移行経費が必要となったため、国保連合会からの通知額により計上しております。283ページから284ページに移ります。2項1目ともに運営協議会費12万3千円、前年度比2千円の減。国保運営協議会に係る事務費を計上しております。減額となりましたのは、前年度実績見込み額に合せて、食糧費を2千円減額したことによるものです。285ページから286ページに移ります。3項1目ともに趣旨普及費、予算計上はありません。287ページから288ページに移ります。2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費3億6493万1千円、前年度比839万1千円の増。療養給付費に係る保険者負担金を計上しており、本年度予算額は、過去5年間の療養給付費の実績額をもとに算出しました。被保険者数を1231人、一人当たり保険者負担額を29万6451円で見込んでおります。2目療養費285万2千円、前年度比17万1千円の減。柔道整復施術料や補装具の給付など療養費に係る保険者負担額を計上しており、本年度予算額は過去5年間の療養費実績額をもとに算出いたしました。3目審査支払手数料96万5千円、前年度比5万円の減。実績見込みにより審査支払手数料は5万円を減額、レセプト電算処理システム手数料は前年同額を計上しております。289から290ページに移ります。2項1目ともに高額療養費6049万2千円、前年度比551万6千円の増。高額療養費に係る保険者負担額を計上しており、本年度予算額は、過去5年間の高額療養費実績額をもとに算出しました。2目高額介護合算療養費10万円、前年同額です。医療保険と介護保険の自己負担合算額が限度額を超えた場合に支給されるものになります。291から292ページに移ります。3項1目ともに移送費1千円は科目存置です。293ページから294ページに移ります。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金150万円は、前年同額です。出産育児一時金は、一件当たり50万円で、3件分を計上しております。2目支払手数料1千円は、前年同額です。出産

育児一時金に係る支払手数料を計上しております。295ページから296ページに移ります。5項葬祭諸費、1目葬祭費30万円は、前年同額です。葬祭費は、一件当たり3万円、過去5年間の実績をもとに10件分を計上しております。297ページから298ページに移ります。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療費給付費分、1目一般被保険者医療給付費分1億7178万7千円、前年度比1438万5千円の減。医療給付費分として北海道に収める負担金でございまして、北海道からの通知に基づき計上しております。減額となった主な理由は、国から北海道へ交付される前期高齢者交付金が増額となったためであります。299ページから300ページに移ります。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分5097万4千円、前年度比703万7千円の減。後期高齢者支援金等分として北海道に収める負担金でございまして、北海道からの通知に基づき計上しています。減額となった要因は、先ほど申し上げた医療費給付費分と同様の理由でございまして、301ページから302ページに移ります。3項1目ともに介護納付金分1881万6千円、前年度比250万6千円の減。介護納付金分として北海道に収める負担金でございまして、北海道からの通知に基づき計上しております。減額の要因は、先ほど申し上げた医療費給付費分と同様の理由でございまして、303ページから304ページに移ります。4款保健事業費、1項1目ともに特定健康診査等事業費260万7千円、前年度比9万3千円の増。特定健康診査に係る事業費として、40歳以上75歳未満の被保険者891人のうち、受診率を35%で見込み、受診にかかる経費を計上しております。305ページから306ページに移ります。2項保健事業費、1目保健衛生普及費634万8千円、前年度比149万9千円の増。本科目には、医療費の適正化に向けた事業費を計上しており、増額となったのは12節委託料で46万8千円の増、18節負担金補助及び交付金で94万8千円の増でございまして、委託料は新規で計上した、特定健診未受診者電話勧奨業務委託料は、未受診者への電話勧奨を行い、受診率向上に資する取り組みで、事業費の全額が北海道から交付されます。また、負担金補助及び交付金のうち国民健康保険被保険者分費用負担金は、国保被保険者に係る予防接種費用を一般会計に支出するものでございまして、これまでは補正予算で計上していましたが、毎年度必要な予算でありますので、本年度から当初予算に計上したためでございまして、307ページから308ページに移ります。5款1項ともに公債費、1目利子1千円は、科目存置です。309ページから310ページに移ります。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金200万円。前年度比100万円の増。国保税の更生決定に伴う還付金で、過去5年間の実績額をもとに計上いたしました。2目償還金2千円は前年同額で、国庫及び道負担金・補助金の精算返納に係る科目存置です。311ページから312ページに移ります。2項1目ともに延滞金1千円は科目存置です。313ページから314ページに移ります。3項診療報酬支払基金委託金、1目利子1千円は科目存置です。315ページから316ページに移ります。4項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金1億2200万1千円、前年度比67万2千円の増。北海道から、町立国保診療所へ交付さ

れる特別調整交付金を国保会計から繰り出すもので、詳細は国保診療所特別会計で説明いたします。317ページから318ページに移ります。7款1項1目ともに予備費100万円、前年同額の計上です。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、275ページから276ページをお開き下さい。1款1項ともに国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税2億117万円、前年度比2043万9千円の増。それぞれ節ごとに医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分、及び滞納繰越分を計上しておりますが、現年課税分の算定にあたりましては、令和6年第4回定例会に上程し議決をいただきました、令和7年4月1日適用の国保税率及び子育て世代への負担軽減額を用いて算出した調定見込み額の98%、滞納繰越分は滞納繰越見込額の13.5%を計上いたしました。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料5万円は、前年同額の計上です。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金5億7186万5千円、1節保険給付費等普通交付金4億3090万1千円は、歳出予算に計上の保険者が負担する保険給付費に対するの交付金になります。277ページから278ページに移ります。2節保険給付費等特別交付金1億4096万4千円のうち、1. 保険者努力支援分742万8千円は、特定健診受診率向上対策に対する交付金等、2. 特別調整交付金1億2286万4千円は国保診療所に対する交付金等、3. 都道府県2号分繰入金968万7千円は北海道の算定に基づく計上、4. 特定健康診査等負担金98万5千円は特定健診に対する交付金です。4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1千円は科目存置です。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金3985万4千円。1節保険基盤安定繰入金3567万4千円は、保険税軽減分に係る繰入れで6年度決算見込額により計上、2節未就学児均等割保険料繰入金15万4千円は未就学児の均等割軽減分に対する繰入れで6年度決算見込額により計上、3節産前産後保険料繰入金1万4千円は、産前産後期間の保険税減額分に対する繰入れで6年度決算見込額により計上、4節その他一般会計繰入金401万2千円のうち、1. 国保安定化支援事業分1千円は科目存置、2. 出産育児一時金補助3分の2分100万円は3件の出産分、3. デジタル基盤改革支援補助金分301万1千円は標準システムのガバメントクラウド移行に係る国庫補助分を一般会計で受け入れるため、同額を国保会計に繰り入れるものです。2項1目ともに基金繰入金138万円。1節基金繰入金138万円は税率改正に伴う激変緩和措置として実施する、就学児から18歳以下までの子どもに係る均等割5割軽減額の財源を基金から繰り入れるもの。6款1項1目ともに繰越金100万円は前年同額で、6年度決算見込額により計上。7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金10万円は前年同額で計上しました。279ページから280ページに移ります。2項雑入、1目滞納処分費1千円は科目存置。2目一般被保険者第三者納付金24万円は前年同額で計上。3目一般被保険者返納金1千円は科目存置です。

以上が、議案第18号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算の提案理由でございます。ご審議を賜り、原案どおりご決定頂きますよう、よろしくお願ひいたし

ます。

続きまして、議案第19号の提案理由を申し上げますので、319ページをお開き下さい。

議案第19号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計の予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9999万5千円と定めるものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとします。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものです。それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので327ページから328ページをお開き下さい。歳出の説明につきましては、予算区分の目における前年度比の増減理由を中心にを行いますので、ご了承願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費67万4千円、前年度比10万9千円の増。本会計の事務費を計上しております。増額となった主な経費は、11節役務費のうち通信運搬費で、一通当たりの郵便料金の増額に伴うものでございます。経費が増額したことによります。329ページから330ページに移ります。2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金9912万1千円。前年度比656万4千円の増。後期高齢者広域連合への納付金を計上しており、事務費負担金は広域連合へ負担する事務費分で98万円の増、保険料負担金は被保険者が負担する保険料分で473万5千円の増、保険基盤安定分負担金は保険料の軽減分に係る負担金で84万9千円の増で、いずれも広域連合からの通知により計上しております。331ページから332ページに移ります。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金10万円。前年同額で計上しております。333ページから334ページに移ります。4款1項1目ともに予備費10万円、前年同額で計上しております。

続きまして、歳入の説明をいたしますので325ページから326ページをお開き下さい。1款1項ともに後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料4336万6千円及び2目普通徴収保険料2891万1千円は、いずれも被保険者から徴収させていただく保険料で、広域連合が試算し、当町へ通知のあった保険料見込額7227万5千円の6割を特別徴収分、4割を普通徴収分に振り分けし計上したものです。なお、滞納繰越分は科目存置になります。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料1千円は科目存置です。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金521万6千円は広域連合に納付する事務費負担分に係る繰入れ、2目保険基盤安定繰入金2239万8千円は保険料の軽減分に係る繰入れで、いずれも広域連合からの通知等により計上しています。4款1項1目ともに繰越金1千円は前年同額で計上。5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金1千円は科目存置。2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金10万円は前年同額。3項1目ともに雑入1千円は科目存置です。

以上が、議案第19号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由でございます。御審議を賜り、原案どおり御決定頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第6 議案第20号

○議長（氏家良美君） 日程第6、議案第20号、令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 議案第20号、令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算について提案理由の説明を申し上げます。

令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億993万円と定めようとするものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものです。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めようとするものです。

事項別明細書の歳出から説明申し上げますので、345ページ、346ページをお開きください。1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費2億6704万1千円は、施設入所及び施設全体に係る経費で、前年度比181万9千円の増。主な増額は人件費460万1千円、主な減額は光熱水費110万8千円、燃料費62万1千円、給食業務委託料24万3千円、エアコン設置にかかる工事請負費181万5千円となっております。以下、説明欄に記載の節ごとに主なものを説明申し上げます。1節報酬から4節共済費までは正職員21名、会計年度任用職員7名にかかる人件費。10節需用費4373万3千円は、施設の運営管理費及び入所者に係る経費となっております。次に347ページ、348ページをお開きください。11節役務費226万3千円のうち、手数料164万6千円は、年1回実施しております施設内カーテンクリーニング料、年6回実施する厨房排水管清掃、年1回実施の一般浴槽循環回路高圧洗浄等に係る手数料、検査料となっております。12節委託料2956万1千円は、施設運営管理委託として4件、事務事業委託として5件、保守点検委託として7件、計16件の業務委託に係る経費で、昨年度まで計上していた介護保険システム保守委託料はクラウド化により廃止。給食業務委託料は診療所・恵寿荘・デイサービスで一括調理を行っていますが、按分率の見直しにより入所分は減額となっております。詳細は別冊委託料一覧をご参照ください。13節使用料及び賃借料296万1千円は、入所者の寝具借上料のほか、今年度から介護保険システムのクラウド化によりソフト使用料を追加しております。次に349ページ、350ページをお開き下さい。18節負担金補助及び交付金601万9千円は、主に職員退職手当組合の負担金を計上しております。26節公課費22万5千円は、消費税の納付予定額で、主に雑入

で受けている入所者の日常生活費負担金、デイサービスセンターの光熱水費が対象となります。続いて、2. 介護サービス事業運営費の98万6千円は、臨時的経費を計上しております。17節備品購入費98万6千円は、昨年度施設内にエアコンを4台設置し暑さ対策として効果がありましたが、湿度が高い浴室前にも必要となったため1台追加購入するものです。その他施設管理用備品として介護用品等を購入するものです。また、令和5年度に備荒資金を活用して購入した業務用洗濯機1台分の償還を計上しております。次に、2目短期入所生活介護事業費2836万5千円、短期入所の運営管理に係る経費で、施設入所と併設のため、便宜上正職員1名、会計年度任用職員3名分の人件費と施設管理費用を計上しております。前年度比182万5千円の増、主な増額は人件費107万4千円、給食業務委託料86万5千円の増。次に351ページ、352ページをお開き下さい。3目通所介護事業費916万5千円、デイサービスセンターの運営にかかる経費で、主に指定管理料を計上、前年度比171万2千円の増、12節委託料916万5千円は、デイサービスセンターの指定管理料で、現在稼働率は好調で推移していますが、昨年度より人件費や給食業務委託料の増加により収支が支出超過となる見込みのため増額しております。続いて353ページ、354ページをお開き下さい。2款公債費、1項公債費、1目元金510万円及び2目利子15万9千円は、恵寿荘に係る長期債償還元金及び利子です。続いて355ページ、356ページをお開き下さい。3款予備費、1項予備費、1目予備費といたしまして、前年同額の10万円を計上しております。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、341ページ、342ページをお開きください。1款サービス収入、1目介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入1億3642万円は、恵寿荘入所者に係る法定費用の介護報酬、保険給付7割から9割分でございます。定員50人、稼働率95%で計上しており、令和6年度に介護報酬が改定され、増額となっております。2目居宅介護サービス費収入1565万9千円は、短期入所利用者に係る法定費用の介護報酬、保険給付7割から9割分の収入で、稼働率につきましては、要介護、要支援、併せ前年度同様の60%を見込んでおります。こちらも介護報酬が改定されましたが、利用者の平均介護度が下がっているため前年より減少しております。2項自己負担金収入、1目自己負担金収入4020万円は、特養、ショートステイ及び障害者短期入所の入所者利用者に係る介護報酬、予防給付の自己負担1割から3割分の食費、居住費の自己負担分となっております。3項特定介護サービス費収入、1目施設特定介護サービス費収入2134万1千円は、特養入所者の食費居住費で、収入階層毎の個人負担限度額と国の基準費用額との差額が補足給付されるもの。2目居宅特定介護サービス費収入201万円は、短期特定入所者介護サービス費収入で、ショートステイ利用者の食費、居住費に対し、特養同様、差額が補足給付されるものです。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金8928万4千円は、収支の不足する分を一般会計から繰入するものです。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金としまして150万円を計上しております。次に同ページ下段から343ページ、344ページにかけて、4款諸

収入、1項雑入、1目雑入351万6千円は、主なものとしたしまして、施設入所者日常生活費121万3千円、入所者貴重品管理費60万円、デイサービスセンター光熱水費161万3千円などの収入となっております。

以上、議案第20号、令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算の提案理由の説明でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第7 議案第21号

○議長（氏家良美君） 日程第7、議案第21号、令和7年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） 議案第21号、令和7年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

令和7年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計の予算を、次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7093万円に定めようとするものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとします。第2条、一時借入金地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1千万円と定めるものであります。

それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、373ページをお開き下さい。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費6752万4千円。374ページをご覧下さい。説明欄の項目により主な予算内容についてのみ、ご説明させていただきます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、いずれも事務職員に係る人件費。10節需用費2161万6千円、需用費予算のうち、燃料費の予算増加を見込んでおりますが、節内の他の予算削減を図り、需用費全体の予算を前年度より抑えております。376ページをお開き下さい。12節委託料1391万6千円、施設警備業務委託料など、昨年度と同じ内容で全17業務委託料であります。前年度当初予算対比で全体的に委託料が増加しております。人件費増加や物価高騰などの理由により委託料の増加に繋がっております。各委託料の予算対比については、別冊委託料一覧表をご参照願います。13節使用料及び賃借料、土地借上料や機器類使用料、清掃資材等借上などの予算となります。378ページに移ります。17節備品購入費70万円、18節負担金補助及び交付金127万5千円については、前年同様な予算。26節公課費120万9千円、消費税及び地方消費税の納付金が令和7年度は前年度対比で大きく減額となる見込みであります。以上が総務費の支出予算の説明となります。

次に医業費の支出予算の説明を致しますので、379ページをお開き願います。2款1

項1目ともに医業費3億9590万5千円、380ページをご覧ください。1節報酬2388万円、出張応援医師や医療技術者の個人に対する報酬予算科目であります。前年度と同額予算を見込みます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費については、事務職以外の医師や医療技術者等の職員に係る人件費。382ページに移ります。10節需用費2150万円、医薬材料費は、入院患者さんや休日夜間の救急患者さん用の医薬品全般、ワクチン類、血液、酸素、プラスチック手袋、マスクなど幅広くを支出する予算。12節委託料4412万8千円、医事業務委託料など、昨年度と同じ内容で全22業務委託料であります。前年度当初予算対比で全体的に委託料が増加しております。人件費増加や物価高騰などの理由により委託料の増加に繋がっております。各委託料の予算については、別冊委託料一覧表をご参照願います。13節使用料及び賃借料72万円、前年度と同額予算を見込みます。18節負担金補助及び交付金3985万3千円、対前年度比581万5千円増額となっておりますが、主な増額理由は、出張応援診療を頂く医療機関に対して、医師出向負担金の予算を計上しておりますが、令和6年度は派遣決定した時期が遅かったことから当初予算に間に合わなく、補正予算対応としましたが、令和7年度は当初予算化するものです。383ページ及び384ページに移ります。2目施設費、10節需用費50万円は、修繕料として医療機器の修理予算を前年度と同額を見込みます。385ページ、386ページをご覧ください。22節償還金利子及び割引料の予算計上については、過去に借入した過疎債のうち、償還残高が残っている町債元金及び利子償還金の返済予算となります。

次に歳入の説明をいたしますので、371ページをお開き下さい。款項目の説明を省略し、上から主な節の内容を説明いたします。健診等収入2186万2千円、会社や個人の健康診断、ワクチン接種料金などの収入予算。入院診療収入6405万7千円、入院患者数及び収益については、前年度と同額の予算を見込みます。外来診療収入8712万円、外来患者数や収益等を総合的に考慮しまして、前年度と同じ予算額を見込みます。使用料28万円、入院患者さんから頂く病衣使用料の収入。手数料70万円、診断書や証明書発行収入。委託料収入300万円、恵寿荘入所者の定期回診等健康状態管理のための医師派遣収入。道補助金2159万6千円、診療所医療技術職員などの人件費を対象とする電源立地地域対策交付金収入を診療所事業特別会計において予算計上するものです。一般会計繰入金1億4371万9千円、診療所事業運営にかかる収入・支出の収支不足分を一般会計から繰入するものです。国保会計繰入金1億2200万1千円、国保会計を経由して国保特別調整交付金を収入する予算であります。本年度実績を鑑み、若干の予算増加を見込みます。繰越金500万円 繰越金予算を500万円と致します。雑入70万4千円、自動販売機の設置使用料の収入などを見込みます。

以上が、議案第21号の提案理由でございます。ご審議を賜り、原案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第8 議案第22号 ～ 日程第9 議案第23号

○議長（氏家良美君） 日程第8、議案第22号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計予算、日程第9、議案第23号、令和7年度新冠町下水道事業会計予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第22号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

397ページをお開き願います。総則、第1条、令和7年度新冠町簡易水道事業会計の予算は次に定めるところによるものです。業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとするものです。令和6年度の実績をもとに令和7年度の業務の予定量を定めております。第1号、給水戸数2116戸、第2号、年間総給水量60万8381立方メートル、第3号、1日平均給水量1667立方メートルといたしております。第4号、主要な建設改良事業につきましては、水道施設維持工事2919万4千円を予定しております。収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものです。収入、第1款、簡易水道事業収益総額2億9486万5千円を計上しております。内訳は、第1項、営業収益1億4251万9千円、第2項、営業外収益1億5234万6千円を計上しております。支出、第1款、簡易水道事業費用総額2億6899万2千円を計上しております。内訳は、第1項営業費用2億4906万5千円、第2項営業外費用1982万7千円、第3項予備費10万円を計上しております。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6038万7千円は、過年度損益勘定留保資金621万2千円、当年度損益勘定留保資金2920万3千円及び当年度未処分利益余剰金2497万2千円で補填することといたします。398ページに移ります。収入、第1款、資本的収入総額6238万3千円を計上しております。内訳は、第1項他会計補助金4238万3千円、第2項その他資本的収入2千万円を計上しております。支出、第1款、資本的支出総額1億2277万円を計上しております。内訳は、第1項建設改良費2919万4千円、第2項企業債元金償還金8476万6千円、第3項固定資産購入費881万円を計上しております。一時借入金、第5条、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。予定支出の各項の経費の金額の流用、第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定めるものです。第1号、収益的支出における各項間の流用。第2号、資本的支出における各項間の流用。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費についてはその経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと定めるものです。第1号職員給与費903万円を計上しております。他会計からの補助金、第8条、簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は9763万

2千円と定めるものです。利益剰余金の処分、第9条、当該年度利益剰余金のうち2497万2千円は次のとおり処分するものと定めるものです。第1号、第4条、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして2497万2千円と定めるものです。

それでは、第3条収益的収入及び支出の収益的支出から予算明細書で説明いたしますので、416ページをお開き願います。説明につきましては、別冊により予算説明資料及び予算補足説明資料の委託料一覧表及び工事請負費一覧表を配付させて頂いておりますので、説明につきましては、予算区分の目における前年度比の増減が大きいものの理由を中心に行いますので、ご了承願います。収益的支出、第1款、簡易水道事業費用2億6899万2千円、第1項営業費用2億4906万5千円、1目原水及び浄水費4779万4千円、前年度比298万1千円の増。主な増は、施設維持管理業務委託料における計装機器、水質計器対象数の増に伴うもの、動力費、令和6年実績に伴い電気料単価高騰に伴う増となっております。2目配水及び給水費705万6千円、前年度比5万8千円の増。配水池配水管その他浄水の設備給水装置、その他設備に要する費用を計上しております。417ページに移ります。3目受託工事費2912万3千円、前年度比45万7千円の増。主な増は、工事請負費における労務単価の増に伴うものです。4目業務費1980万9千円、前年度比123万9千円の増。主な増は、委託料、検針等業務委託料に係る労務単価の増、メーター器交換材料代における、単価の増に伴うものです。5目総係費1467万7千円、前年度比306万8千円の増。主な増は、委託料、電算システム機器保守委託料、令和6年度導入、新料金システムに係る保守委託料で、人件費・経費コストの増に伴うもの。負担金、経営戦略作成負担金で、公営企業会計移行に伴い経営戦略の見直しが令和7年度中に必要とされるため、企業会計システムを活用し作成を行うため、新規計上しております。418ページへ移ります。6目減価償却費1億3060万6千円、前年度比18万4千円の増。令和7年度分減価償却費を計上しております。第2項営業外費用1982万7千円、1目支払利息及び企業債取扱諸費1151万8千円、前年度比114万4千円の増。企業債利息及び備荒資金組合譲渡事業利息を計上しております。2目消費税及び地方消費税830万9千円、前年度比141万2千円の増。令和7年度実績に基づき、令和8年度申告分消費税納付額を計上しております。第3項1目ともに予備費10万円、前年度同額でございます。第4項特別損失公営企業会計移行時のみ計上する項目のため、廃項とします。

続きまして第3条収益的収入及び支出の収益的収入について説明いたしますので415ページにお戻り願います。収益的収入、第1款、簡易水道事業収益2億9486万5千円、第1項営業収益1億4251万9千円、1目給水収益1億4213万7千円、前年度比376万9千円の減。主な減は、現年度分の水道使用料で、実績を基に前年度比を乗じ算出。主には人口減少が要因となっているものと考えております。2目受託工事収益19万2千円、前年度比6万円の減。一般新規給水工事に係るメーター器売払い収入分で、近年新築物件減に伴い申請件数5件の減を見込んでいます。3目その他の営業収益19万円、前年度比2万5千円の増。新規給水工事申請設計審査手数料は、5件分減、指定給水装置工事

事業者指定手数料は、対象事業者増に伴うものでございます。第2項営業外収益1億5234万6千円、1目他会計補助金5625万4千円、前年度比1417万9千円の増。一般会計からの補助金として5524万9千円の内、基準内繰入金1620万2千円と基準外繰入金、現金を伴う収益及び資本に係る総資金不足分3904万7千円を消火栓管理等負担金、67基分の100万5千円を計上しております。2目長期前受金戻入9609万2千円、前年度比2065万9千円の増。減価償却費が資産取得経費を使用期間全体に割り振る一方、その財源となった国庫補助金を毎年度収益として振り分けた金額を計上しております。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出の資本的支出について説明いたしますので420ページをお開き願います。資本的支出、第1款資本的支出1億2277万円、第1項1目ともに建設改良費2919万4千円、前年度比385万円の増。主な増は、工事請負費で節婦市街地線節婦小橋架替工事に伴う水道管移設補償工事ほか2件の工事請負費2919万4千円を計上しております。第2項1目ともに企業債元金償還金8476万6千円、前年度比287万1千円の減。長期債に係る元金分償還を計上しています。第3項固定資産購入費、1目リース債務返済881万円、前年度比881万円の増。備荒資金組合譲渡事業を利用し、システム導入したものが対象で、前年度においては、次の目、無形固定資産購入費として計上しておりましたが、性質的に考慮しリース債務返済に目の修正を図ったものがございます。実質的前年度比173千円の増は、令和6年度導入上下水道料金システムに係る元金償還金分が増となります。2目無形固定資産購入費、目修正のため廃目とします。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出の資本的収入について説明いたしますので、419ページにお戻り願います。資本的収入、第1款資本的収入6238万3千円、第1項1目ともに他会計補助金4238万3千円、前年度比2156万円の減。一般会計からの補助金で、基準内繰入の金額を計上しております。第2項1目ともにその他資本的収入2千万円、前年度比1500万円の増。資本的支出の建設改良費工事請負費の節婦市街地線節婦小橋架替工事に伴う水道管移設補償工事の補償費として、財産価値の減耗分を差引いた収入を計上しております。以上404ページから414ページは、予算に関する説明資料を添付いたしておりますので説明を省略させていただき、後ほどご覧願います。当会計では、令和7年度も災害時に強い水道施設を目標としまして、各施設の計画的整備を行い、一層の経費節減、収納率の向上により経営基盤を強化するとともに適切な維持管理を行い、安全・安心・安定した給水サービスに取り組んでまいります。

以上が、議案第22号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計予算の提案内容を説明いたしました。ご審議を賜わり、原案どおりご決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

引き続き、議案第23号、令和7年度新冠町下水道事業会計予算の提案理由を説明いたしますので421ページをお開き願います。

議案第23号、令和7年度新冠町下水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

総則、第1条、令和7年度新冠町下水道事業会計の予算は次に定めるところによるものです。業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとするものです。令和6年度の実績量をもとに、令和7年度の業務の予定量を定めております。第1号、接続人口2991人、第2号、年間処理水量24万3588立方メートル、第3号、1日平均処理量667立方メートルといたしております。第4号、主要な建設改良事業につきましては、下水道施設汚水幹線工事5933万4千円を予定しております。収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものです。収入、第1款、下水道事業収益総額2億698万5千円を計上しております。内訳は、第1項営業収益4639万6千円、第2項営業外収益1億6058万9千円を計上しております。支出、第1款、下水道事業費用総額1億8651万3千円を計上しております。内訳は、第1項営業費用1億8065万5千円、第2項営業外費用575万8千円、第3項予備費10万円を計上しております。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4960万9千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整金663万円、当年度損益勘定留保資金2913万7千円、繰越未処理分利益余剰金53万7千円及び当年度未処分利益余剰金1330万5千円で補填することとしています。422ページに移ります。収入、第1款資本的収入総額9363万円を計上しております。内訳は、第1項企業債2960万円、第2項他会計補助金3436万3千円、第3項国庫補助金2966万7千円を計上しております。支出、第1款資本的支出総額1億4323万9千円を計上しております。内訳は、第1項建設改良費5963万1千円、第2項企業債元金償還金6872万6千円、第3項固定資産購入費1488万2千円を計上しております。企業債、第5条、起債の目的、限度額起債の方法利率及び償還の方法は次のとおり定めようとするものです。下水道施設整備事業限度額2960万円は、新冠ポンプ場自動給水装置改築工事ほか3件に係るものです。なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1億円と定めようとするものです。予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各種の経費の金額の流用することができる場合は次のとおりと定めるものです。第1号、収益的支出における各項間の流用、第2号、資本的支出における各項間の流用。423ページをお開きください。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費についてはその経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと定めるものです。第1号職員給与費1005万9千円を計上しております。他会計からの補助金、第9条、下水道事業運営のため一般会計からのこの会計へ補助を受ける金額は1億1455万1千円と定めるものです。利益剰余金の処分、第10条、繰越未処理分利益余剰金のうち53万7千円及び当年度利益剰余金のうち1330万5千円は、次のとおり処分するものと定めようとするものです。第1号、第4条、資

本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填として1384万2千円計上するものです。

それでは第3条収益的収入及び支出の収益的支出から予算明細書で説明いたしますので441ページをお開き願います。説明につきましては、先ほど簡易水道と同様に、予算区分の目における前年度比の増減が大きいものの理由を中心に行いますので、ご了承願います。収益的支出、第1款下水道事業費用1億8651万3千円、第1項営業費用1億8065万5千円、1目管渠費402万円、前年度比23万1千円の増。主な増は、委託料、管路施設維持管理業務委託料で労務単価増に伴うものです。2目ポンプ場費1882万3千円、前年度比122万円の増。主な増は委託料、ポンプ場管理業務委託料で労務単価増に伴うもの、動力費 電気料単価増に伴うものです。3目業務費54万6千円、前年度比4万7千円の増。料金の調定、集金、その他業務に要する費用を計上しております。4目総係費4772万8千円、前年度比980万2千円の増。主な増は、負担金、下水道事業維持管理負担金、新ひだか町との公の施設の使用に関する協定書第5条に基づく、新ひだか町静内終末処理場等維持管理に係る負担金で、労務単価、薬品単価、電気料単価の増等に伴うもの、簡易水道会計同様、企業会計移行に伴い経営戦略の見直しを令和7年度中に必要とされるため、企業会計システムを活用して作成を行うため新規計上しております。

442ページに移ります。5目減価償却費1億953万8千円。前年度比90万5千円の減。令和7年度分減価償却費を計上しております。第2項営業外費用575万8千円。1目支払利息及び企業債取扱諸費450万円、前年度比129万6千円の減。企業債利息及び備荒資金組合譲渡事業利息を計上しております。2目消費税及び地方消費税125万8千円、前年度比2万1千円の減。令和7年度実績に基づき、令和8年度申告分消費税納付額を計上します。443ページに移ります。第3項1目ともに予備費10万円、前年度比同額。第4項、特別損失公営企業会計移行時のみ計上する項目のため廃項とします。

続きまして、第3条、収益的収入及び支出の収益的収入について説明いたしますので440ページにお戻り願います。第3条、収益的収入、第1款下水道事業収益2億698万5千円、第1項営業収益4639万6千円、1目下水道使用料4609万8千円、前年度比101万4千円の減。主な減は、現年度分の下水道使用料で、実績を基に前年度比を乗じ算出。簡易水道同様、主には人口減少が要因となっているものと考えております。2目その他営業収益29万8千円、前年度比28万2千円の増。主な増は、手数料、排水設備工事責任技術者及び排水設備工事指定店の更新対象増に伴うもの。第2項営業外収益1億6058万9千円、1目他会計補助金8018万8千円、前年度比1875万円の増。一般会計からの補助金として8018万8千円の内、基準内繰入金4034万3千円と基準外繰入金、現金を伴う収益及び資本に係る総資金不足分3984万5千円を計上しております。2目長期前受戻入8040万1千円、前年度比801万7千円の増。減価償却費が資産取得経費を使用期間全体に割り振る一方、その財源となった国庫補助金を毎年度収益として振り分けた金額を計上しております。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出の資本的支出について説明いたしますので、445ページをお開き願います。第4条、資本的支出、第1款資本的支出1億4323万9千円、第1項建設改良費5963万1千円、1目建設改良費5963万1千円、前年度比5291万円の増。主な増につきましては、工事請負費、新冠ポンプ場自動給水装置改築工事外3件の工事でございます。第2項1目ともに企業債元金償還金6872万6千円、前年度比454万8千円の減。長期債に係る元金分償還を計上しています。第3項固定資産購入費1488万2千円、1目無形固定資産購入費1439万8千円、前年度比138万7千円の増。新ひだか町の施設の使用に関する協定書第5条に基づく、建設負担金で静内終末処理場木場町ポンプ場汚水流末幹線等の建設費に伴う新ひだか町の一般財源分に対し負担率に基づき支払うもので、主な増額は、静内終末処理場における施設更新に伴うものがございます。2目リース債務返済48万4千円、前年度比48万4千円の増。令和6年度導入上下水道料金システムにおける令和7年度分の備荒資金組元金償還額48万4千円を計上しております。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出の資本的収入について説明いたしますので444ページにお戻り願います。第4条資本的収入、第1款資本的収入、第1項企業債、1目建設改良企業債2960万円、前年度比2640万円の増。422ページ、第5条、企業債で説明のとおりですので省略させていただきます。第2項1目ともに他会計補助金3436万3千円、前年度比1291万1千円の減。一般会計からの補助金を計上しています。第3項1目ともに国庫補助金2966万7千円、前年度比2645万5千円の増。社会資本整備総合交付金事業で、新冠ポンプ場自動給水装置改築工事他3件に対する補助金で国費率は50%でございます。以下429ページから439ページは、予算に関する説明資料を添付いたしておりますので説明を省略させていただきます。後ほどご覧頂きたいと思っております。当会計では、令和7年度も災害時に強い下水道施設を目指して施設の適期・適切な維持管理等を行い、効率的経済的な事業運営に取り組んでまいります。

以上が、議案第23号、令和7年度新冠町下水道事業会計予算の提案内容の説明をいたしました。御審議を賜り、原案どおり御決定頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。
○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第10 会議案第1号

○議長（氏家良美君） 日程第10、会議案第1号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第17号から第23号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議員全員で構成する、令和7年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会を設置し、議案第17号から第23号までを付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号から第23号までの7件は、ただいま設置されました、令和7年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、ただいま設置されました、令和7年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会においては、正副委員長を互選し後刻報告願います。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後2時27分 閉議)